

第 3 次菊川市総合計画策定方針

令和 5 年 7 月

1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年合併時に市民と一体となった協働のまちづくりを推進するため、地域と行政が合意形成を保ちながら、市民主体のまちづくりを形成し、地域づくり・人づくりを進めることが重要と考え、「共に生きる《共生と協働》」「自らを拓く《自立と交流》」「ミライへ歩む《継承と発展》」の3つをまちづくりの基本理念としました。平成19年度を初年度とした「第1次菊川市総合計画」においては、「みどり 次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

平成29年度から始まった「第2次菊川市総合計画」は、合併時の基本理念を今後も引き継ぐため、「第1次菊川市総合計画」のまちづくりの基本理念を継承しつつ、新たに「みどり ときめき たしかな未来 菊川市」を菊川市の将来像として掲げ、みどりあふれる自然、ふるさとの素晴らしさ、市民一人ひとりが活発で活力がある菊川市を未来へ繋げていくため、まちづくりを推進してきました。

現行の第2次菊川市総合計画の策定から6年が経過する中、少子高齢化や人口減少による影響、激甚化する大規模災害への対応、情報通信技術の急速な進歩など、社会の変化が加速化し、行政が対応すべき課題は複雑化しています。また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症は市内経済に大きな打撃を与え、市民生活においては感染症対策を取り入れた新たな生活様式への対応を行うこととなりました。人との接触を減らすための取組の一環として、社会のあらゆる分野においてデジタル化が進むなど、コロナ禍によって変化した今後のまちづくりは大きな影響を受けています。

こうした中、現行計画が令和7年度末に終期をむかえるため、次期菊川市総合計画を策定していきます。

2 計画の位置付け

本市及び全国の地方自治体の多くは、目指すまちの将来像、まちづくりの指針を示した基本構想、その基本構想を実現するために取り組む具体的な事業を示した実行計画などからなる「総合計画」を策定し、市政運営を行っています。

このうち基本構想は、地方自治法において、市町村が、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めることとされてきました。しかし、地方分権改革の取組の中で、地方自治法の一部を改正する法律が、平成23年8月1日に施行されたことに伴い、基本構想策定の義務付けがなくなることとなりました。この法改正は、総合計画がその役割を終えたということではなく、地方分権の一環として市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から義務付けが廃止されたものであり、基本構想策定の義務付け廃止後もほとんどの地方自治体が基本構想を策定しています。

本市にとっても、市政運営を総合的かつ計画的に行うためには、本市が目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けた施策や事業を示す総合的な計画は引き続き必要と考え、「菊川市総合計画条例」を平成26年6月25日に制定しました。同条例に基づき、次期菊川市総合計画も本市の市政運営の最上位計画として、総合的かつ計画的な市政の運営を図るものとし、計画の基本構想の策定、変更または廃止については、市議会の議決を経て策定しています。

3 計画の名称

この計画の名称は、「第3次菊川市総合計画」とします。

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第3次菊川市総合計画は、今後の市政運営の基本的な指針となるものであり、最上位計画です。本計画は、菊川市総合計画条例（平成26年菊川市条例第16号）第2条の規定により、「基本構想」「実行計画」をもって構成されます。

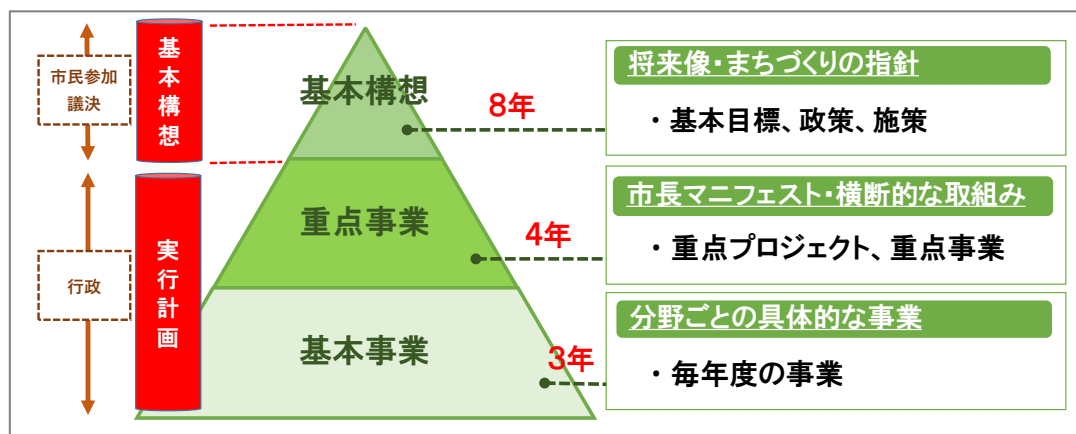
① 基本構想

本市が目指すべき将来像やその将来像を実現するためのまちづくりの指針や基本目標を示す。

② 実行計画

基本構想で目指すまちづくりを進める上での重点的に取り組む事業や分野ごとの具体的な事業を示す。

<計画の構成図>



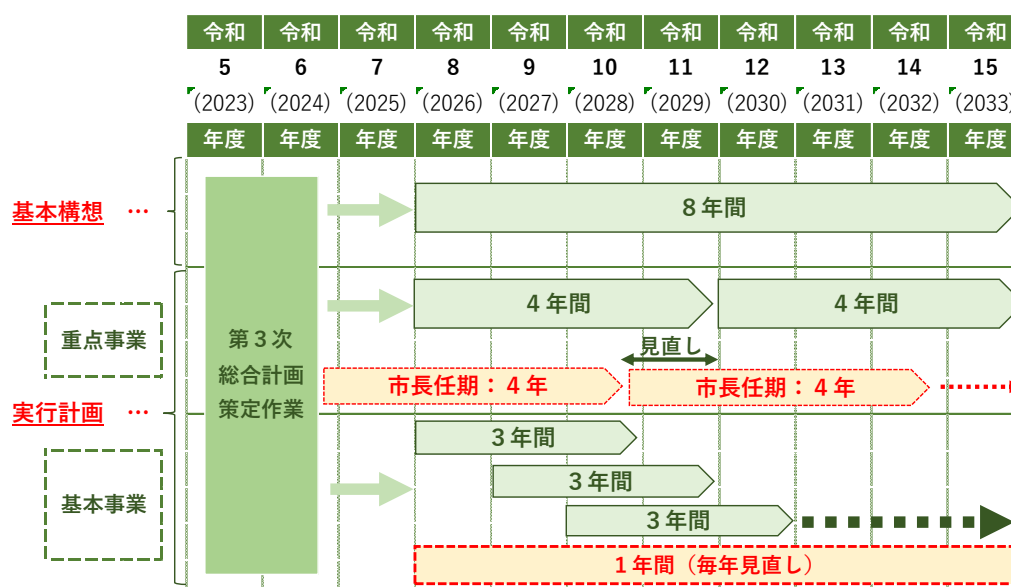
(2) 計画の期間

① 基本構想

本市が実現を目指す将来像やまちづくりの指針となるもののため、長期的なまちづくりの方向性を示す普遍的な計画と位置付けられることから、計画期間を8年間とします。

② 実行計画

本市が進めるまちづくりを具現化する具体的な事業プランとなることから、市長が掲げるマニフェストや社会情勢の変化を踏まえた重点的に取り組むべき事業を反映させ、計画の実効性を高めるために、重点事業の計画期間（行政サイクル）は市長任期（政治サイクル）を一致させる4年間とし、分野ごとの事業の計画期間は3年間の毎年度見直し（ローリング）をしていくこととします。



5 計画策定にあたっての基本方針

第3次菊川市総合計画の計画期間では、将来避けることのできない人口減少問題やコロナ禍により大きく変化した社会経済の実態、大規模な自然災害の増加、世界規模の環境保全など、目まぐるしく変化する時代や社会環境への対応は不可避であります。そのため、第3次菊川市総合計画の策定においては、市民ニーズを的確に捉えつつ、新たな視点と発想に立ち、今後乗り越えていかなければならない課題や社会環境の変化にいち早く対応できるよう計画づくりを進めていきます。

(1) 今後乗り越えていかなければならない課題

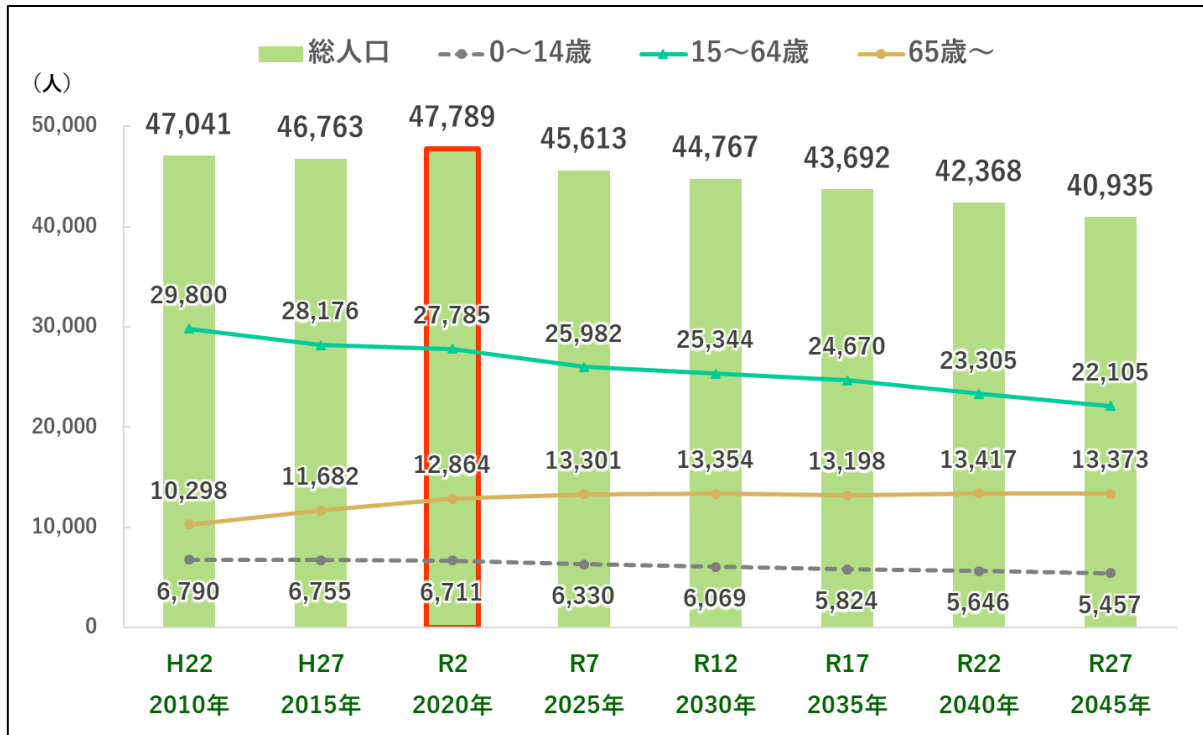
① 人口減少への転換

日本の人口減少は急速に進み、令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した50年後の日本の将来推計人口は、総人口は2056年に1億人を下回り、50年後の2070年には8,700万人になると推計されました。2020年時点の1億2,615万人から50年後には3割の人口が減少する推計結果となりました。

菊川市のこれまでの人口に目を向けると、直近、令和2年国勢調査の結果、総人口は47,789人となりました。平成27年の前回調査から1,026人増となり、県内では袋井市の2,075人増に次ぐ、2番目の人口増加数となりました。一方で、国内で新型コロナウイルスの感染者が発生した令和

2年1月以降、住民基本台帳人口において令和4年4月末時点47,739人、令和5年4月末時点47,581人と減少傾向となっています。国立社会保障人口問題研究所が発表している人口推計値においても、この先、菊川市の総人口は減少していくことが予測されています。

【表1】菊川市のこれまでの人口と今後の人口推計

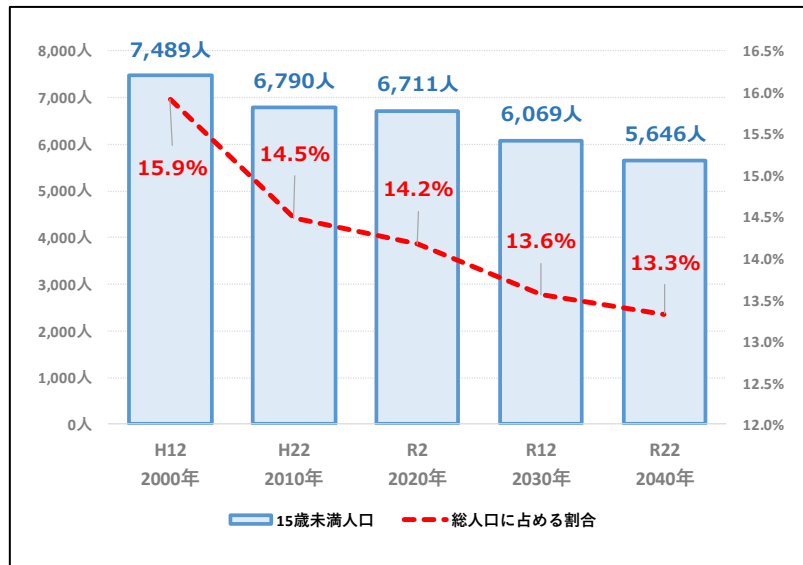


※2020年以前は国勢調査数値（各年10月1日現在）、2025年以降は国立社会保障人口問題研究所推計値。

② 15歳未満の子どもの人口減少のさらなる進展

人口推計から算出した日本の15歳未満の子どもの数は、令和5年4月1日時点で前年比30万人減の1,435万人となりました。新型コロナウイルスの感染拡大による婚姻数の減少や出産控えが影響したとみられ、比較可能な1950年以降で最小を更新となりました。菊川市でも同様に、20年前の平成12年から15歳未満の子どもの人口数、総人口に占める15歳未満の子どもの人口割合ともに減少しております。国立社会保障人口問題研究所の人口推計では、10年後、20年後も減少に歯止めがかからないと予測されております。15歳未満の子どもの数の減少は、10年後、20年後の20代、30代の人口減少にも繋がり、将来的な労働力不足、地域産業の衰退や地域の担い手不足などの事態に直面することとなります。

【表 2】 菊川市の15歳未満の人口と総人口に占める割合



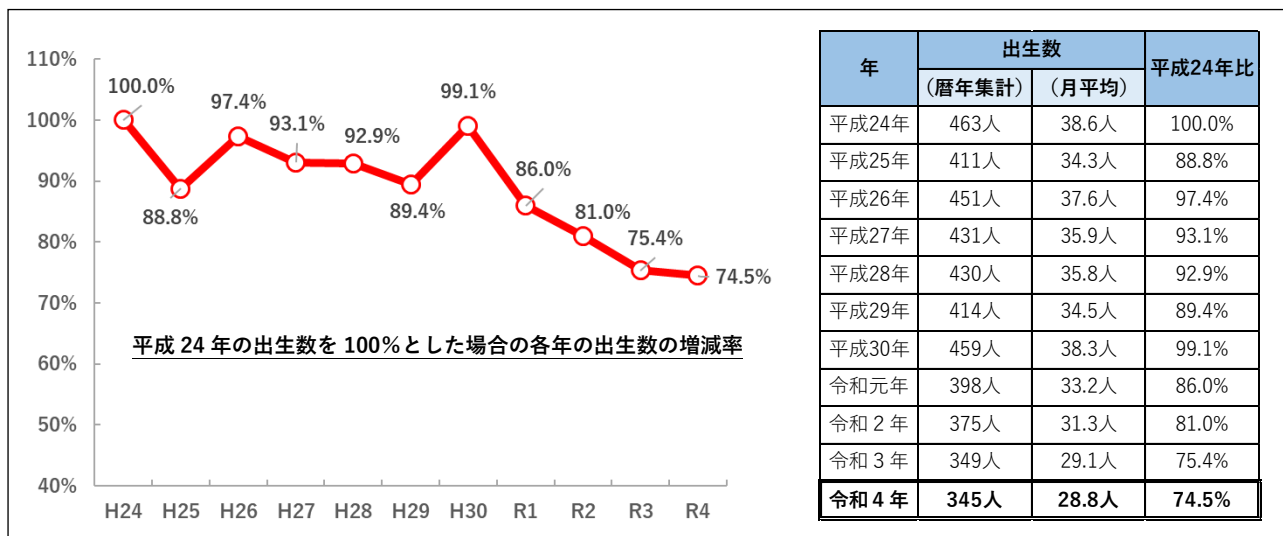
※2020年以前は国勢調査数値（各年10月1日現在）、2030年以降は国立社会保障人口問題研究所推計値。

③ 早まる少子化の進展

国が発表した令和4年の出生数は統計開始以来（厚生労働省・人口動態統計）、初の80万人割れとなりました。国が5年前の平成29年に公表した推計では、出生数が80万人を割るのは2033年と見込んでおり、5年間で10年も早いペースで少子化が進んだこととなりました。

菊川市の10年間の出生数の推移を見ると、10年前の平成24年（1月1日～12月31日）の出生数は463人で、月平均38.6人でした。昨年、令和4年の菊川市の出生数は345人、月平均28.8人と平成24年比74.5%で、10年間で出生数は減少しております。予想を上回るペースで進む日本の少子化問題は、菊川市でも同様に深刻な問題であります。

【表 3】 菊川市の過去10年間の出生数の増減



※静岡県人口推計の数値を用いて、菊川市の出生数の増減についてグラフ及び表に示したもの。

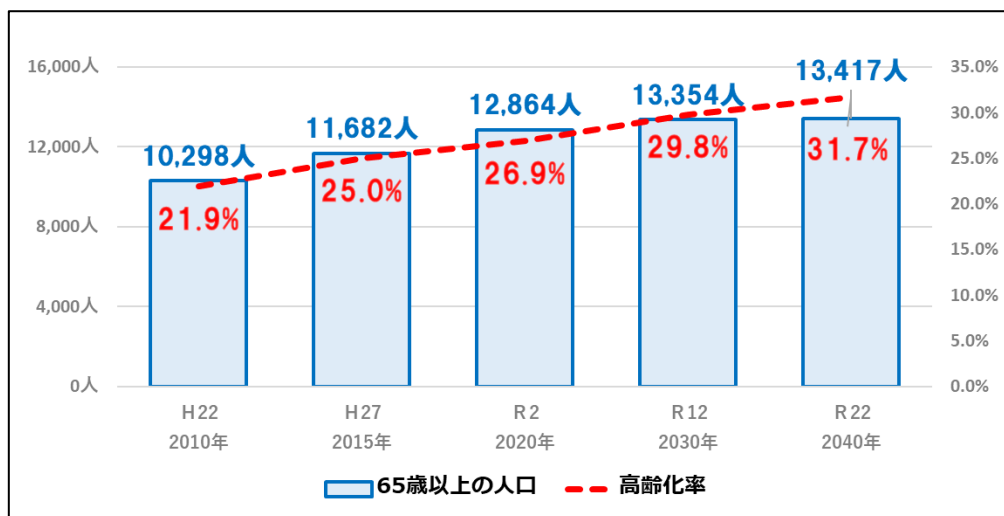
※静岡県人口推計とは、5年ごとに実施される国勢調査確定値による人口を基に、毎月の住民基本台帳等に基づく移動数を加減して算出した推計人口。公表時の推計人口であり、補間補正人口とは一致しない。

④ 高齢化のピークへの備え

令和5年4月に、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は50年後の日本の推計人口を公表しました。その中で、65歳以上の高齢者の人口は2043年にピークとなり、3,953万人になると推計されました。2070年には総人口の3人に1人以上が高齢者となるとも予想しています。

静岡県内では、令和5年4月1日現在の高齢者の人口は110万2,096人で、総人口に占める65歳以上の割合を示す「高齢化率」は30.4%と過去最高を更新しました。菊川市においては、同年4月1日現在の高齢化率は28.1%と県内35市町の中で6番目に低い数値となりました。一方で、日本全体で進む高齢者の増加及び高齢化率の上昇は、菊川市でも同様に見込まれ、団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）、さらには団塊ジュニア世代（昭和46年から昭和49年生まれ）が65歳以上になる2040年（令和22年）の高齢者数が増える時期を見据えた備えが必要となります。

【表4】 菊川市の65歳以上の人口と高齢化率



※2020年以前は国勢調査数値（各年10月1日現在）、2030年以降は国立社会保障人口問題研究所推計値。

※「高齢化率」：総人口に占める65歳以上の人口割合。小数点第2位を四捨五入。

(2) 社会環境の変化

① デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、市民生活や経済活動において、感染症対策を取り入れた新たな生活様式への対応や活動を行うこととなり、人との接触を減らすための取組の一環として、多種多様の分野においてデジタル化が進むこととなりました。行政サービスにお

いても、デジタル技術を活用したサービスの変革を行うデジタルトランスフォーメーション（DX）が推進され、社会のあらゆる面で大きな影響を受けています。

② 脱炭素社会の構築

カーボンニュートラル目標を表明する国や地域が増加し、世界的に脱炭素の機運が高まる中、日本でも地球温暖化対策計画などが策定され、カーボンニュートラルに向けた新たな中・長期目標が掲げられました。菊川市でも、令和4年度に第3次菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）後期実行計画を策定し、国の目標や計画と整合を図るための見直しを行いました。また、地域における温暖化対策を推進するため、同計画の区域施策編の令和5年度中策定を進めています。

カーボンニュートラルの2050年実現に向けて、脱炭素社会を構築するため、市内の事業者や市民との連携、協力のもと、温室効果ガスの排出削減に向けたまちづくりの重要性が高まっています。

③ 防災・減災の高まり

近年の気候変動の影響による激甚化する自然災害やいつ起こるか分からない地震に備え、防災・減災への取組の必要性は高まっています。令和4年度に、『菊川水系流域治水プロジェクト』に基づき、特に浸水・冠水被害が頻発する市南部地域における公共用地等を活用した雨水貯留施設の整備や市役所本庁舎敷地一帯の防災機能の強化など、本市が抱える防災上の喫緊の課題に取り組む「菊川市防災対策強靱化事業基本構想」を打ち出しました。

予想される大規模地震や頻発する豪雨等から市民の生命と財産を守るため、防災対策の強靱化を図り、地域経済への致命的な被害を回避する、安全・安心なまちづくりの必要性が高まっています。

(3) 計画策定の方向性

① 人口課題に対応した計画

次期菊川市総合戦略との整合性を図りつつ、人口減少・少子高齢化という人口課題に対応した計画とします。

② 社会状況の変化に対応した計画

デジタル化や脱炭素社会への対応など、大きく変化する社会状況の変化に的確に対応した計画とします。

③ 予測困難な自然災害に対応した計画

南海トラフで発生する地震、近年激甚化が著しい台風や異常気象豪雨などによって発生する風水害など、予測困難な自然災害に対応した計画とします。

6 計画の策定体制

円滑な策定作業を通じて、よりよい総合計画を策定するため、第3次菊川市総合計画の策定体制は、次のとおりとします。

(1) 菊川市議会

第3次菊川市総合計画案のうち「基本構想」について、菊川市総合計画条例（平成26年菊川市条例第16号）第7条の規定により、市議会の議決を得ます。また、計画案の策定において、必要に応じて意見交換を行います。

(2) 菊川市総合計画審議会

菊川市総合計画条例第12条に基づき設置する、基本構想の策定や総合計画の進捗及び検証に関する事項を調査審議する附属機関。総合計画における基本構想の策定について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行います。同審議会は、公共的団体が推薦する者、学識経験のある者や市長が必要と認める者により、委員15人以内をもって組織します。

(3) 菊川市総合計画庁内策定委員会

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱（平成17年菊川市訓令第61号）第1条に基づき設置する、総合計画案の策定や総合計画の進捗管理を行う組織。庁内における所要の調整及び推進を図り、庁内の意思決定機関として審議を行います。副市長を委員長に、教育長や各部長職をもって組織します。

(4) 菊川市総合計画庁内策定部会

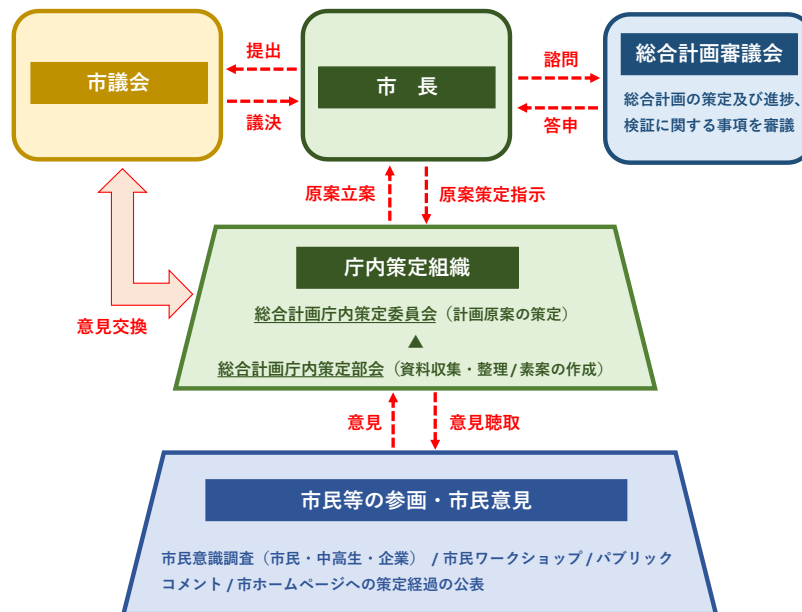
菊川市総合計画庁内策定委員会要綱第5条に基づき設置することができる、総合計画の素案の策定を行う組織。総合計画の素案策定のため、必要な資料収集・整理を行います。各部長職や各課長職をもって組織されます。

(5) 市民参加

総合計画案の策定において、市民の意見などを反映させるため、市民意識調査や市民ワークショップ、パブリックコメントなど、次のとおり市民参加の機会を設け、総合計画案に反映していきます。

- ① 市民意識調査の実施（市民全般へのアンケート）
- ② 市内企業や中高生へのアンケートの実施
- ③ 市内で活動する各種団体等との意見交換会の開催（市民ワークショップ）
- ④ パブリックコメントの実施
- ⑤ 市広報やホームページでの計画の策定経過の報告

<計画の策定体制図>



7 計画の策定スケジュール

現行の第2次菊川市総合計画の最終年次（令和7年度）を考慮し、第3次菊川市総合計画の策定スケジュールは、次のとおりとします。

<計画策定スケジュール>

区 分	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
計画内容												
基本構想												
実行計画												
総合戦略												
策定体制												
審議会												
（基本構想の議決）												
庁内策定委員会												
庁内策定部会												
市議会												
市民参加												
意識調査												
ワークショップ												
パブリックコメント												
計画書印刷												